

(電子提供措置開始日) 2025年6月4日

株主各位

第75回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

●事業報告

事業の経過および成果

主要な借入先

対処すべき課題

会社の現況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社のコーポレートガバナンス

新株予約権等の運用状況

会計監査人の状況

剰余金の配当等の決定に関する方針

●連結計算書類

連結注記表

●計算書類

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

●監査報告

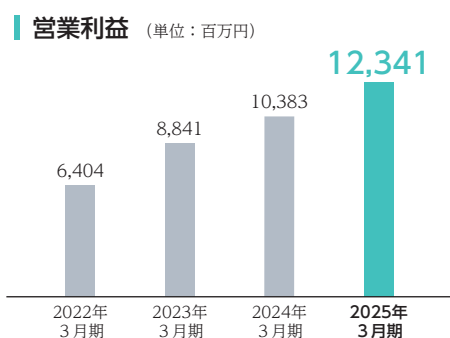
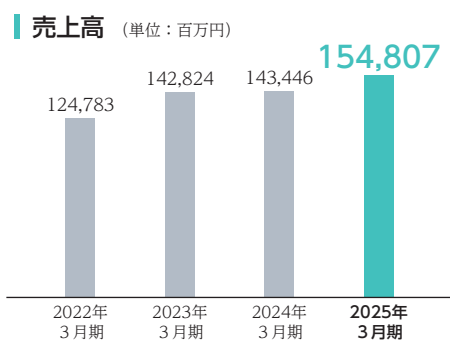
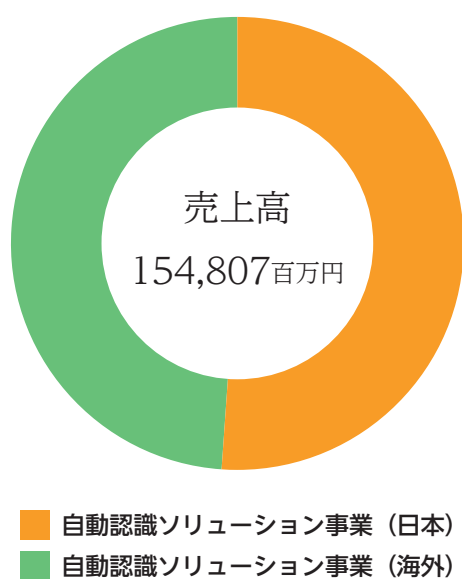
連結計算書類に係る会計監査報告

計算書類に係る会計監査報告

監査役会の監査報告

株式会社サトー

事業の経過および成果



当期におきましては、セグメント別の状況に記載の通り日本事業、海外事業ともに増収増益となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は154,807百万円（前期比107.9%）、営業利益12,341百万円（同118.9%）、経常利益11,144百万円（同124.4%）、親会社株主に帰属する当期純利益7,151百万円（同200.6%）となりました。

自動認識ソリューション事業（日本）

売上高

79,220 百万円

前期比 4.9%増

セグメント利益

3,906 百万円

前期比 126.5%増

売上高構成比

2025年3月期

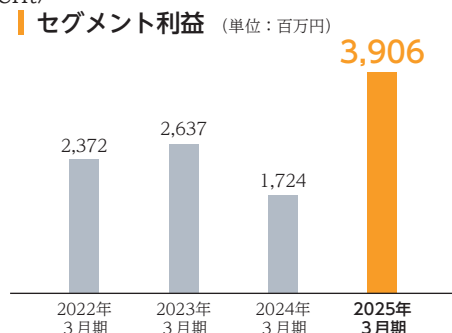
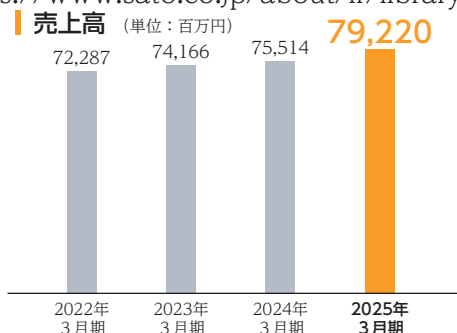
51.17%

日本事業においては、メカトロが物流2024年問題対応やDX投資による需要を捕捉して増収、サプライも価格改定効果やコト売り効果の顕在化により増収となりました。また、増収効果、価格改定効果により増益となりました。

以上の結果、売上高79,220百万円（前期比104.9%）、セグメント利益3,906百万円（同226.5%）となりました。

市場別の売上高は、決算説明会資料をご覧ください。

<https://www.sato.co.jp/about/ir/library/settlement/>



自動認識ソリューション事業（海外）

売上高

75,587 百万円

前期比 11.3%増

セグメント利益

8,478 百万円

前期比 2.8%増

売上高構成比

2025年3月期

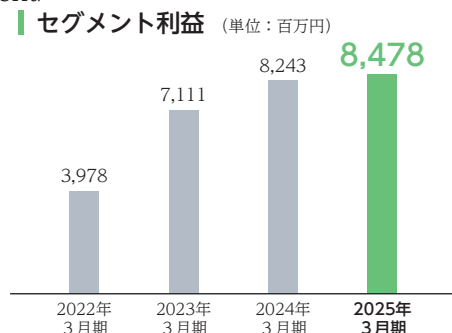
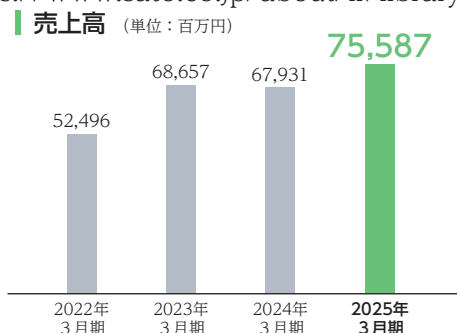
48.83%

海外事業において、ベース事業はアジア・オセアニアがけん引して増収、プライマリーラベルを専業とする各社も日用品向けの需要が堅調に推移して増収、増益となりました。

以上の結果、売上高75,587百万円（前期比111.3% [為替影響を除く前期比111.9%]）、セグメント利益8,478百万円（同102.8%）となりました。

ベース・プライマリーラベル別及び地域別の業績は、決算説明会資料をご覧ください。

<https://www.sato.co.jp/about/ir/library/settlement/>



主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借入先	借入残高 (百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	9,665
株式会社三井住友銀行	3,590
株式会社みずほ銀行	500

対処すべき課題

① 中長期的な会社の経営戦略および対処すべき課題

当社グループは、「お客さまに最も信頼され、お客さまと共に成長し、変わりゆく社会から必要とされ続ける会社になる。」というビジョン実現のため、経営方針や成長戦略及び経営目標等を定めた2024年度を起点とする5カ年の新たな中期経営計画（2024～2028年度）を策定し、実行に移しております。

多様な市場・業界において現場の人やモノに情報を付ける「タギング」でリアルタイムに情報を吸い上げ、必要とされる価値あるデータに転換してお客さまの上位システム等に届けることで、個々の現場やサプライチェーンを最適化する「自動認識ソリューション」をグローバルに展開していきます。この「タギング」を軸にした自動認識ソリューション事業に引き続き経営資源を傾注し、さらに、業界横断を含む社会の最適化を実現し、持続可能な社会の実現に貢献する「Perfect and Unique Tagging」の実現を長期にわたり目指してまいります。上述の取り組みを具体的に進めるべく、「コアビジネスの増強」「タギング技術の高度化」「経営基盤の強化」を、経営の重点課題として設定しました。これらを有機的につなげて長期成長の礎を築いていきます。

② 目標とする経営指標

当社グループは経営指標として、営業利益および売上高営業利益率を重視し、資本生産性の指標としての投下資本利益率（ROIC）を上げることで、企業価値の最大化を追求してまいります。

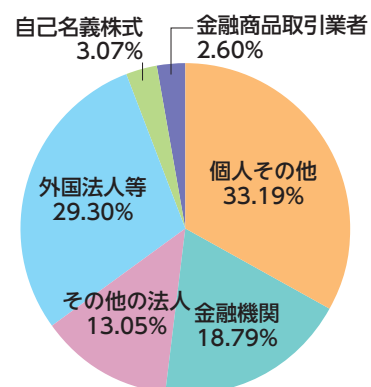
中期経営計画では上述の各戦略を実行し、重要な経営指標として、連結売上高、営業利益、営業利益率、投下資本利益率（ROIC）の向上を目指してまいります。

会社の現況

株式の状況 (2025年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 80,000,000株
② 発行済株式の総数 33,635,942株
③ 株主数 9,479名
④ 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,100,100	12.58
公益財団法人佐藤陽国際奨学財団	3,786,200	11.61
サトー社員持株会	1,880,354	5.77
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,598,300	4.90
THE BANK OF NEW YORK 133612	1,515,600	4.65
佐藤静江	897,470	2.75
横井美恵子	854,345	2.62
岩淵真理	794,570	2.44
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	720,807	2.21
JP MORGAN CHASE BANK 385839	643,629	1.97



(注) 当社は自己株式 (1,031,058株) を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
なお、自己株式には、実質的に所有していない株式 (失念株) の10株を含み、役員報酬BIP信託口が保有する当社株式 (141,575株) は含んでおりません。
大株主について、公益財団法人佐藤陽国際奨学財団の所有株式については、従来どおり合算 (名寄せ) して表示しておりますが、その他については、株主名簿の記載どおりに表示しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は以下のとおりです。

役員区分	対象となる役員の員数 (人)	交付株式数 (株)	うち 金銭換価された株式数 (株)
取締役 (社外を含む)	8	26,195	13,595
(うち 社外取締役)	5	6,525	3,525

(注) 交付株式の一部はBIP信託内で金銭換価し、換価処分相当額を給付しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

内部統制システム（業務の適正を確保するための体制）

（会社法第362条 第4項 第6号）

当社は、世界各国の様々な市場、業界、企業の現場における多種多様な顧客課題に対応することを通じ、顧客価値向上に資することを目指しております。企業の社会的責任を果たし、持続可能な成長を実現するためには、現場の主体的活動と組織運営の両面を支える適切な内部統制システムの構築と確実な運用が重要な要素であると考えています。

また、運用についても取締役会において定期的な検証及び必要な改善措置を講じることにより、内部統制が実効的に機能することを目指してまいります。

<内部統制システムに関する基本方針>

1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)コーポレートガバナンス

取締役会は独立社外取締役による透明性の高い監視・監督機能の強化に引き続き取り組むとともに、社外取締役の議長が監査役と連携し、スーパーバイザリーボード機能の充実に努めることを通じ、株主をはじめとするステークホルダーのために実効性のあるコーポレートガバナンスの実践に努める。

監査役は、独立した立場より監査を実施することで取締役の職務執行を監査する。

ガバナンス推進部は当社各部門の職務が法令及び定款等に適合することを確保するため、社内規程の整備を支援し運用管理を実施する。

(2)コンプライアンス

当社の取締役及び使用人は、Mission（使命）、Vision（ビジョン）、Credo（信条）で構成される「サトーグループ企業理念」に則り行動する。

企業理念の下、「三行提報」という独自のナレッジマネジメントシステムを活用し、情報の共有化と報告の文化に基づいた全従業員参加型の透明な経営体制を維持・強化する。

当社は、関係諸法令の改正等の把握及びその遵守の徹底を図るため、コンプライアンス体制の整備を促進すると共に、コンプライアンス違反が生じる恐れがある場合に全従業員が通報することができる窓口を整備する。

内部監査部門は、当社各部門の監査を実施する権限を持ち、定款、社内規程への適合の観点から監査を実施する。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規程、執行役員会規程や稟議規程等に基づき、重要な会議の議事録や決裁書類を適切に保存管理することとし、情報資産の機密性及び管理要件に応じた区分や管理方法を情報資産管理規程に定め、全社的な情報資産管理体制を構築、適正且つ厳格な情報資産管理に係る体制を整備する。

また、会社情報の正確且つ適時な開示を重視し、開示における社内体制を構築する。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業を推進する上で取らなければならないリスクについては、業務執行体制の最高意思決定機関である執行役員会直下の案件検討委員会において分析・評価・モニタリングを行い、執行役員会及び取締役会がその意見を基に審議を行い、経営として迅速且つ適切な意思決定を行う。

その他、会社を運営する上で発生回避または軽減を必要とする一般リスクについては、同じく執行役員会直下のリスクマネジメント委員会を定期的開催しグループ全体のリスクを管理する。当委員会ではリスクの洗い出し、リスクヘッジのための予防策、リスク発生時の対応策を決定し、また、重大なリスクが発生あるいは発生の恐れが生じた場合には、必要に応じて、当委員会の下に危機対策本部を設置し、当対策本部が中心となり対応策を協議する。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社の取締役及び執行役員の役割分担、各部門の業務分掌、指揮命令系統、職務権限及び意思決定のルールを明確に定める。取締役会で決議すべき重要事項及び報告すべき事項は取締役会規程に定め、それに準ずるグループ会社の経営全般に関する重要事項は、議長である社長兼CEOを始め、原則として執行役員にて構成される執行役員会にて審議・決定される。取締役会及び執行役員会にて決定された方針に基づき、各担当執行役員が具体的な業務執行を司り、また特定課題の討議・報告を行うため各種委員会を執行役員会直下に設置する。

当社は、長期基本戦略の下に策定したグループ中期経営計画を周知徹底し、これを個別具体的な戦略に落とし込み、その取り組み状況を含めた進捗を定期的に確認する。当社の経営陣及び主要なグループ会社の責任者は、計画の実施状況について情報を共有し、連携をはかる。

5 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、グループ各社の責任者と会社運営に関する協定書の締結を行い、決算、財務状況その他経営上の重要事項について定期的に当社への報告を義務付ける。また、グループ各社において発生する重要な決裁事項は、関係会社管理規程、その他内部規程に基づき当社で意思決定を行う。

(2)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の事業推進上のリスクを審議する案件検討委員会、及び事業運営上の一般リスクの未然防止と会社損失の最小化を目的とするリスクマネジメント委員会は、当社のみならずグループ会社におけるリスクをその検討・管理対象とする。

(3)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの企業集団としての業務の適正性を確保するため、当社では関係会社管理規程を整備し、同規程の下、グループ会社毎に主管部門を定め、主管部門が連結会社経営に関する社内規程に従い、各社の経営管理及び経営指導にあたると共に、各社には原則として、当社より取締役または監査役を派遣し業務の適正を確保する。

本社管理部門は、グループレベルでの第2線連携体制を構築し、各社業務執行部門に対する実効性のある支援と牽制の強化に取り組む。

(4)子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

Mission（使命）、Vision（ビジョン）、Credo（信条）で構成される「サトーグループ企業理念」は、海外子会社を含む当社グループ全体で共有されており、当社グループとして「三行提報」システムの活用による全従業員参加型の透明な経営体制の維持・強化を図る。

海外子会社を含む当社グループ全体で、コンプライアンス違反が生じる恐れがある場合に全従業員が通報することができる窓口を当社に整備する。

ガバナンス推進部はグループ会社の職務が法令及び定款等に適合することを確保するため、社内規程の整備を支援し運用管理を実施する。内部監査部門は、グループ会社の監査を実施する権限を持ち、定款、社内規程への適合の観点から監査を実施する。

6 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループの金融商品取引法における財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役指示の下、内部統制の整備を行う。ガバナンス推進部は当社及びグループ会社の内部統制の整備を指導・支援し、内部監査部門は整備及び運用の評価を継続的に行う。

7 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合の当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役が必要とした場合、協議の上、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。当該使用人の異動、評価等は、監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役及び執行役員からの独立性を確保するものとする。また、当該使用人は、監査役の職務を補助するに際しては、監査役の指揮命令に従うものとする。

8 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及びその他の監査役への報告に関する体制

当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関し報告を求められたときは、速やかに報告する。当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害または重大な影響を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちにこれを当社監査役に報告する。

当社グループの内部通報制度の担当部門は、当社監査役に対して定期的に内部通報窓口に対する相談状況の報告を行う。

内部監査部門による監査権限は当社及びグループ各社全てに及び、内部監査規程に基づきその結果を適宜監査役に報告する。

監査役への報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないこととする。また、監査役は報告された情報を適切に管理する。

9 その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会の他、当社及びグループ会社の重要な会議に出席し取締役及び使用人からの業務執行に関する報告や重要事項の審議を聴取できると共に、会議の議事録及び重要な決裁書類を閲覧、調査できる体制を確保する。なお、監査役は当社及びグループ会社を監査するにあたって自由な権限を有する。

当社取締役と監査役は定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

監査役の職務の執行により生ずる費用等の支払いに支障なきよう、予算を設け、監査役から請求があった場合は速やかに処理する。

10 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力に対して屈することなく法律に則して対応する。社会的正義を実践するために社内規程等を定め、毅然とした態度で反社会的勢力との関係を遮断する。反社会的勢力に対する対応を統括する部門を設け、関係行政機関や外部専門機関等からの情報収集につとめる。社内に向けて対応方法等の周知をはかり、社内関係部門、関係行政機関及び外部専門機関等と緊密に連携して、速やかに対処できる体制を整備する。

<内部統制システムの運用状況>

当社グループ内部統制システムの2024年度運用状況は、以下の通りです。当社グループでは、運用状況のモニタリングを通じた不断の見直しにより、内部統制システムの継続的な改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めております。

a. リスク管理

2021年4月に設置され、2023年度より執行役員会直下に位置づけられる案件検討委員会は、2024年度に12回開催し、重要な製品開発投資、資金調達、固定資産の取得等、会社がビジネスを推進する上でとらなければならないリスクの検証・分析を行い、ビジネスオーナー作成の決裁書に同委員会の意見書を付して執行役員会へ提出、執行役員会における審議の質的向上を図りました。

グループの事業運営上の一般リスクの未然防止、会社損失の最小化及びリスク発生時の危機対策の立案・実施を目的とするリスクマネジメント委員会は、2024年度に8回開催し、主として情報セキュリティ、製品安全、天災リスク、各種の法令等遵守に関する予防

措置または再発防止策の討議・報告を行いました。

b.コンプライアンス

世界中のグループ社員が当社のCredo（信条）を学び、一人一人の行動に現わせるよう企業理念推進活動を継続しています。また、当社は1976年以来「三行提報」の仕組みにより、日々の仕事や職場における気付きやお客さま・お取引先さまの声をいち早く経営に活かす全員参画経営を実践しており、この取組みがコンプライアンス遵守を推進する企業文化づくりにも役立っております。なお、2024年度は国内・海外含めて50万件を超える提案・報告が提出されています。

コンプライアンス事案が発生した場合、懲戒・ハラスメント委員会より社員向けに事案概要を開示することにより再発防止のための注意喚起を行っています。

c.グループ会社経営管理

当社からグループ会社への派遣取締役／監査役、主管部門及びガバナンス推進部を通じて、経営管理基盤の整備・運営に関する管理・監督を行い、年度事業報告や月次営業活動報告等の定期報告を受けており、重要事項に関しては、職務権限表に基づく事前協議を求め、グループ会社の重要な業務執行に関して適切に管理しております。

2020年度より海外子会社のガバナンス強化に向けた現状調査、子会社側との協議を行い、グループガバナンス上必要不可欠な各種規程雛型を策定、海外子会社の状況に照らし順次導入・運用の推進を進めています。また、「3つのラインモデル」の考え方に基づき、グループレベルでの第2線連携体制の構築、業務執行部門に対する実効性のある支援と牽制の強化に継続的に取り組み、また、第3線の内部監査の機能強化にも取り組んでいます。

d.情報の保存及び管理

リスクマネジメント委員会の下部委員会である情報資産管理委員会が中心となり、情報資産の適切な管理の徹底に努めております。2020年度に策定したサトーグループ情報セキュリティ方針に則り、継続的にグローバルで情報資産の管理統制を行い、情報システムの開発、運用／保守におけるセキュリティ対策やアカウント／アクセス管理の徹底を図っています。

e.監査役監査の実効性確保

2024年度も引き続き監査役への報告は適時に行われました。監査役と取締役との面談機会や監査役による執行役員会等へのオブザーバー出席機会も確保されており、適時適切に意見交換が行われました。

当社のコーポレートガバナンス

コーポレートガバナンスの概要

(1) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

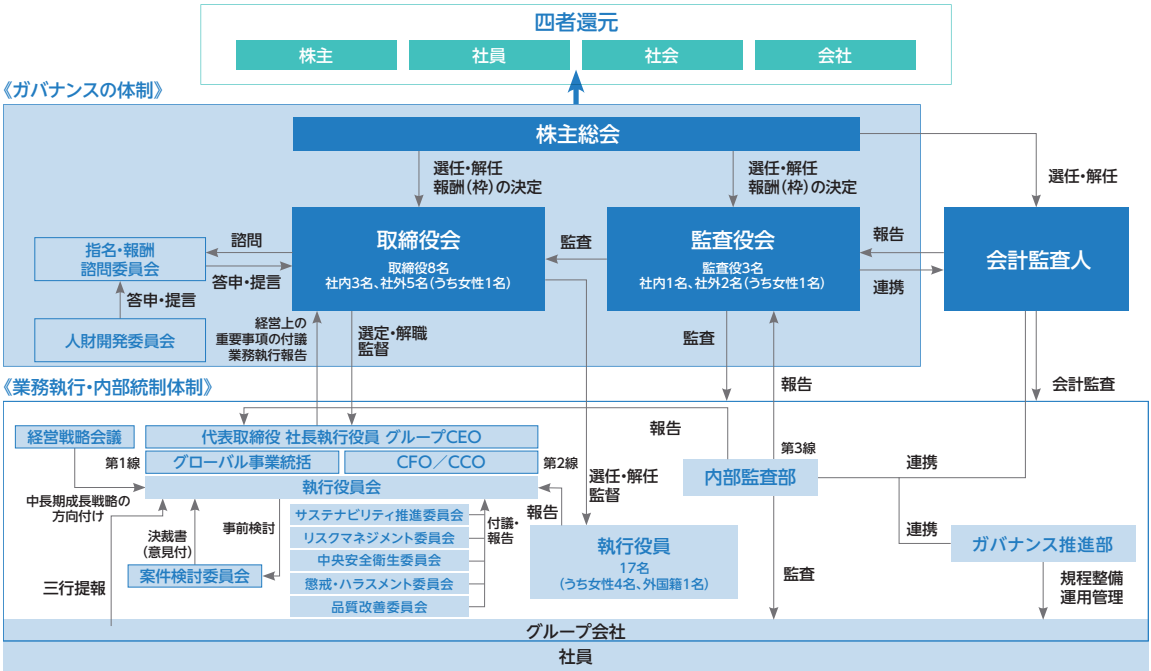
当社は「お客さまに最も信頼され、お客さまと共に成長し、変わりゆく社会から必要とされ続ける会社になること。」というビジョンを掲げ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値向上を目指しており、これを支えるコーポレートガバナンス体制の構築と継続的強化が経営の健全性・透明性・効率性を確保する上での重要課題であると捉えています。

この体制の基盤として、当社は監査役による監査機能の強化を図る一方、多様なバックグラウンドを持つ独立社外取締役が過半数となる取締役会構成を実現し、社外役員による透明性の高い

経営監督機能の強化を図り、株主をはじめとするステークホルダーのために実効性のあるコーポレートガバナンスの実践に努めています。

(2) コーポレートガバナンス体制

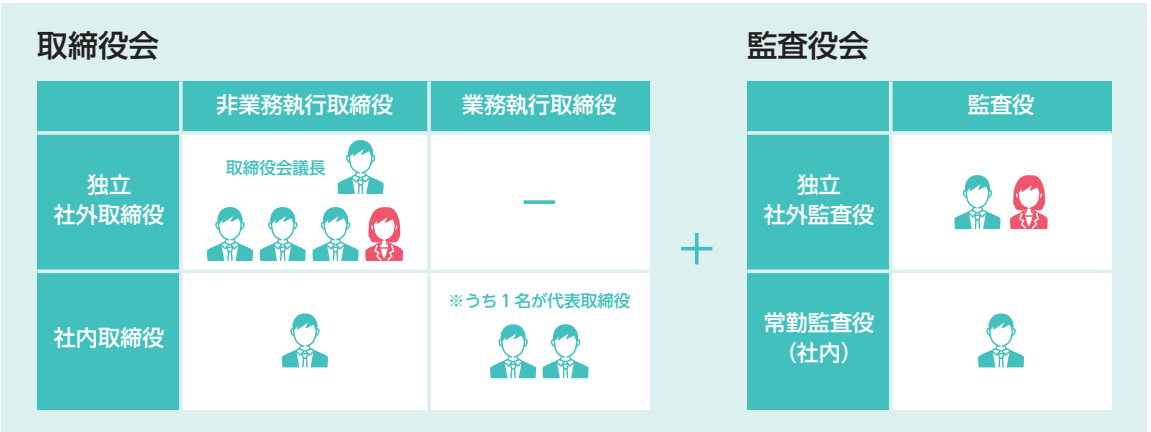
①コーポレートガバナンス体制図（2025年5月末現在）



②取締役会の体制と運営

当社は、監査役制度の下、監査機能の強化を図るとともに、執行役員制度を導入することにより「経営の意思決定及び監督機能」と「業務の執行機能」とを分離させ、意思決定の迅速化を図っています。経営監督機能を担う取締役会の員数は、定款において12名以内と定めており、2025年5月末において取締役8名のうち執行役員を兼務する取締役は2名、社内非業務執行取締役1名、社外取締役5名と社外取締役が過半数を占めており、独立的な立場から経営を適切に監督できる体制にあります。

(取締役会及び監査役会の構成図 2025年5月末時点)



当社は1999年より社外取締役を置き、2004年には女性社外取締役が就任、その後その重要性が増す中で2015年以降は社外取締役が半数以上を占める取締役会構成を構築しています。2021年6月の定時株主総会での承認により社外取締役は再び過半数となりました。

取締役会議長は、従来の持ち回りを改め2020年1月より、社内非業務執行取締役を選任し、社内事情を把握している議長が適時・適切な議題の選定や社外役員と執行部との連携促進に主導的な役割を担い、経営上の重要な意思決定と執行部の監督という取締役会の機能の充実と責務遂行を図ってきました。2021年4月より独立社外取締役から取締役会議長を選任する形に変更し、ガバナンス強化の観点から経営に対する監督機能のさらなる強化に努めています。

また、取締役会審議の充実を図るため、2018年度より取締役会開始前に、取締役会付議予定の重要議題や業界別の営業施策等の説明、或いは非業務執行役員協議等を行う場として、取締役会懇談会を開催し、議題に関する様々な議論を行うとともに、経営状況や業務執行の理解を深めることを目指しています。

また、2021年度に実施された東京証券取引所の「コーポレートガバナンス・コード」改訂を踏まえ、取締役会の機能を経営上の重要事項審議及び監督機能に重点化するため、執行部への決裁権限の委譲を進めるとともに、執行部体制を、社内非業務執行取締役を議長とする経営会議での意思決定と、具体的な業務執行を司る執行役員会に分け、事業推進の迅速化とリスク管理体制を強化しました。2022年度より東京証券取引所の市場区分見直しに伴うプライム市場への移行、また同年の経済産業省「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」の改訂を踏まえ、2023年度より執行役員会を執行部の最高意思決定機関の位置づけに変更し取締役会から執行部への決裁権限の委譲を更に進めると共に、社内非業務執行取締役もメンバーとして参画する経営戦略会議を新設し中長期経営戦略の方向付けを行うことで、執行部における意思決定の適切性確保に努めています。2021年4月に設置され、2023年度より執行役員会直下に位置づけられる案件検討委員会では、事業投融资、株式・固定資産の取得や処分、業務提携や重要な契約の締結、事業の譲渡や譲受等、会社がビジネスを推進する上でとらなければならないリスクの検証・分析を行い、執行部の最高意思決定機関である執行役員会審議の質的向上を図っています。

また、気候変動問題対応や人的資本への投資を含むサステナビリティを巡る課題への対応は、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上を図る上で重要な経営課題であると認識し、執行役員会直下に配置するサステナビリティ推進委員会、並びに取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会直下に配置する人財開発委員会の活動等を通じて、執行役員会における意思決定の質的向上、及び取締役会による監督機能の発揮による経営戦略への取締役会関与強化、経営陣による適切なリスクテイクや経営改革の後押しを図っています。

③取締役会の実効性に関する評価

当社は、持続的な企業価値向上に向け、コーポレートガバナンスが有効に機能しているかを検証し、適切な施策を講じるために、取締役会の実効性に関する分析・評価を定期的に行うこととしております。2024年度の評価にあたっては、取締役全8名および監査役全3名に対して、取締役会事務局より取締役会実効性評価アンケート（以下アンケート）の趣旨と内容を説明の後、アンケートを配布して全員から回答を得ました。その後、2025年5月15日開催の取締役会において、アンケートの回答（無記名集計）をもとに取締役会の実効性評価に関する意見交換を行いました。その実効性の評価方法およびプロセスの妥当性を含めて課題と取り組むべき事項を審議し、2024年度および直近までの取締役会の実効性評価を確定いたしました。

当社取締役会の実効性に関しては、改善への取り組み成果において概ね適切であるとの評価を得ており、2024年度および直近における取締役会の実効性は適切に確保されていると判断いたしました。

一方、以下に挙げるような課題提示がありましたので、引き続き実効性の向上に努めてまいります。

主な評価結果

(a)取締役会の構成

2024年度において、社外取締役が議長を務め、且つ過半数を占める取締役会は、経営陣に対する実効性の高い監督機能を発揮しているとの評価を得ました。

(b)取締役会の役割

多様かつ活発な意見が表出され、上程された議題については適正に審議されているとの回答が得られました。

2021年4月より取締役会議長および指名・報酬諮問委員会委員長に社外取締役を選任、2023年4月からは社内意思決定会議や代表取締役の決裁権限を拡大し、取締役会の審議事項をより俯瞰的なテーマとする等、経営に対する監督の実効性確保に努めてまいりました。また、指名と報酬の両諮問委員会については、両者が連動する要素があることから2024年6月より統合いたしました。

今後は取締役会付議事項について、付議に至るまでの議論の過程を共有し、より骨太テーマが多くなるよう、2019年2月より開催している取締役会懇談会や社外役員協議を計画的に開催することで、上程議題や審議内容の更なる充実を目指してまいります。

(c)取締役会の運営

意思決定を行うに必要な時間、情報量、質は一定の水準以上で提供されているという回答を得ていますが、資料の配信タイミングの早期化、簡潔さについては改善余地があるとのこと指摘もあり、更なる改善を図ってまいります。

(d)取締役会を支える体制

追加情報を求める場合の提供機会は適切に確保されており、取締役会における議論の質の担保に寄与している、との回答を得ています。

(e)株主との関係

厳しいご意見も含め株主の声が取締役会にて適切にフィードバックされているとの回答を得ています。一方、より詳細にかつ頻度を上げてIR活動状況を取締役会に報告するよう求める意見もあることから、報告スキームの見直しを行ってまいります。

(f)その他、実効性全般に関すること、および (g) 資本コストや株価を意識した経営の強化について

ガバナンス機能は進化し、取締役会としての監督機能は十分に発揮されている、との意見をいただいております。他方で、取締役会での審議に至るまでの社内における議論の過程や主な論点の共有が取締役会の実効性向上に重要であることから、社外役員と執行役員のコミュニケーション頻度を上げるべきとの意見もあり、更なる充実を目指してまいります。

また、プライム市場上場企業として資本コスト経営に取り組むことは欠かせないとの一致した認識が確認されました。同時に取締役会として企業価値や将来成長に向けた取り組みをリードすると共に、経営の監督機能を強化・充実していくことがその基本となることも確認されました。指標設定などを含め、取締役会での審議を深めてまいります。

(3) 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携

常勤監査役は、監査役会で決定した監査方針及び監査計画に基づき、取締役会・経営戦略会議・執行役員会を始めとする重要な会議に出席する他、社内決裁書類を閲覧して、その結果は適宜監査役会で共有されます。

監査役会は、期初に会計監査人より監査方針・計画・体制の説明を受け、その進捗と認識された事項について四半期毎に報告を受ける他、常勤監査役と会計監査人との定期の意見交換が行われ、緊密に連携が図られて、その結果は適宜監査役会で共有されます。

常勤監査役は内部監査部門と定期の打合せを通じて、内部監査の方針・計画及び内部統制の評価等で緊密に意見交換し、実施された監査・評価の結果は監査役会で適宜共有されます。

内部監査結果は社内取締役にも報告されております。社内取締役または常勤監査役が必要と判断する場合、取締役会に内部監査部門責任者を同席させ、当該内部監査結果の報告・審議を行うことができる体制となっています。

新株予約権等の運用状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している新株予約権の状況

イ. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

普通株式 5,370株（新株予約権1個につき10株）

ロ. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 10円（1株当たり1円）

ハ. 新株予約権の主な行使条件

新株予約権者は、当社の取締役、執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

区分	発行年度	新株予約権の 払込金額	新株予約権の数	目的となる 株式の数	保有者数	権利行使期間
取締役 (社外取締役 を除く)	2013年度	1個当たり 16,420円	224個	2,240株	2名	2013年7月30日から 2043年7月29日まで
	2014年度	1個当たり 26,070円	148個	1,480株	2名	2014年7月30日から 2044年7月29日まで
	2015年度	1個当たり 28,270円	165個	1,650株	3名	2015年7月30日から 2045年7月29日まで

(注) 2016年6月21日開催の第66回定時株主総会で当社取締役等に対する業績連動型株式報酬制度導入議案が承認可決されましたので、2013年6月21日開催の第63回定時株主総会においてご承認いただきました、当社の取締役に対する株式報酬型ストック・オプション制度を廃止しました。これにより、新規のストックオプションの付与は行っておりません。

会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

② 会計監査人の報酬等の額

	支払額 (百万円)
①当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	114
②当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	147

(注) 1. 上記①の金額は、すべて公認会計士法第2条第1項の業務に係るものです。
2. 上記①の金額は、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
3. 当社監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告をもとに前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間および報酬額の推移を確認したうえで、当事業年度の監査予定時間および報酬額の妥当性などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
4. 当社の重要な子会社のうち、ACHERNAR S.A.の他12社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。
5. 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、前事業年度に係る追加報酬26百万円が含まれております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、上記のほか、会計監査人の適格性・独立性等を勘案の上、その職務を適正に執行することが困難であると認められる場合には、監査役会の決議により、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題として取り組んでおります。

今後の事業成長に向けた投資や財務基盤安定のための一定の内部留保を確保しつつ、中長期的な企業価値向上により、安定的な累進配当（注）をめざしてまいります。

（注）累進配当とは、原則として減配を行わず、配当の維持もしくは増配を行う配当政策です。

連結注記表

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 50社
- ② 主要な連結子会社の名称

株式会社サトー

SATO AMERICA, LLC.

SATO UK LTD.

SATO MALAYSIA ELECTRONICS MANUFACTURING SDN.BHD.

SATO VIETNAM CO., LTD.

ARGOX INFORMATION CO., LTD.

SATO EUROPE GmbH

当連結会計年度において、当社の連結子会社である米国子会社SATO International America, Inc. (本社：デラウェア州) が同じく連結子会社であった、Stafford Press, Inc. (本社：米ワシントン州) を吸収合併したことから、第1四半期連結累計期間より同社を連結の範囲から除外しております。

また、当連結会計年度において、清算終了により3社を連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない関連会社（株式会社ケイエム、株式会社プライム・ハラ、株式会社T-ROBO）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち SATO SHANGHAI CO., LTD.、ACHERNAR S.A.、ARGOX INFORMATION CO., LTD.、SATO ELECTRONIC (WUXI) CO., LTD.、OKIL-HOLDING, JSC.、及びPRAKOLAR RÓTULOS AUTO-ADESIVOS S.A.他11社の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく連結計算書類を使用しております。

(4) 会計方針に関する事項

(資産の評価基準及び評価方法)

① 有価証券

その他有価証券のうち市場価格のない株式等以外のものについては期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっており、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

国内連結子会社では、商品及び製品、原材料及び仕掛品については総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）、貯蔵品については最終仕入原価法による原価法により算定しております。また、在外連結子会社では、主として総平均法による低価法によっております。

(固定資産の減価償却の方法)

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	10～50年
機械装置及び運搬具	4～12年
工具器具及び備品	2～20年

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主に5年）に基づいて
おります。
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とす
る定額法を採用しております。

（引当金の計上基準）

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債
権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
連結子会社の従業員に対する賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担
額を計上しております。
- ③ 製品保証引当金
販売製品のアフターサービス費用の支出に備えるため、保証期間内のサービス費用の発生見込額
を、過去の実績に基づき計上しております。
- ④ 役員株式給付引当金
株式交付規程に基づく当社の取締役等への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末にお
ける株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

（退職給付に係る会計処理の方法）

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法
については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内
の一定の年数（6年から18年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度
から費用処理しております。

（外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準）

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として
処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨
に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替
換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。
ただし、超インフレ経済下にある子会社の収益及び費用は、超インフレ会計を適用するため、連
結決算日の直物為替相場により円貨に換算しております。

（ヘッジ会計の方法）

- ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。
また、一体処理(特例処理、振当処理)の要件を満たしている金利通貨スワップ取引については一
体処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段 金利通貨スワップ
ヘッジ対象 外貨建借入金及び支払利息
- ③ ヘッジ方針
金利変動リスクを回避する目的で行われる金利通貨スワップについては、キャッシュ・フローを
固定化するために、実需に伴う取引に限定して実施し、取引の残高状況を把握し管理してありま
す。
- ④ ヘッジの有効性評価の方法
一体処理によっている金利通貨スワップについては有効性の評価を省略しております。

（のれんの償却方法及び償却期間）

のれんの償却については、対象となる会社毎に7年から10年の定額法により償却を行ってありま
す。

(収益及び費用の計上基準)

当社グループは、自動認識ソリューション事業として、電子プリンタ、ラベリングロボット、オートラベラー、一段型ハンドラベラー、多段型ハンドラベラー、ソフトウェア及び関連する保守サービスなどのメカトロ製品、ICタグ・ラベル、シール、ラベル、タグ、チケット、リボン、MCカード、インクなどのサプライ製品の製造、販売を行っております。

メカトロ製品及びサプライ製品の販売は、主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としており、原則として製品の引渡時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、当該引渡時点において収益を認識しております。なお、収益認識に関する会計基準の適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の国内販売において出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。取引価格は、顧客との契約において約束された対価の金額から、値引、割戻等を控除した金額で算定しております。これらの取引の対価は、製品の販売時から主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含まれておりません。

メカトロ製品の販売には、当社製品に関連するクラウドサービスや保守サービスの提供に係るものが含まれております。これらの契約に係る履行義務は、当該サービスについて常時提供可能な状態を契約期間にわたって顧客に提供することと判断しております。したがって、これらの履行義務は時の経過につれて充足されると判断し、顧客との契約において約束された対価の金額を契約期間にわたり均等に収益認識しております。これらの取引の対価は、契約締結時から主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含まれておりません。

また一部のメカトロ製品に係る販売において、製品販売に加え保守サービスの販売を含む場合があります。このような契約については、契約に含まれる履行義務を識別したうえで、独立販売価格に基づき取引価格を配分しております。独立販売価格は、予想コストに利益相当額を加算する方法等に基づき算定しております。これらの取引の対価は、契約締結時から主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含まれておりません。

(その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項)

- ① 控除対象外消費税等の会計処理
控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用としております。
- ② グループ通算制度の適用
グループ通算制度を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「固定負債」の「その他」に含めておりました「繰延税金負債」(前連結会計年度1,049百万円)については、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 繰延税金資産 1,899百万円

(2) その他の情報

繰延税金資産は、当連結会計年度末における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で計上しております。計上にあたっては、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号2018年2月16日)で示されている会社分類及び期末における将来減算一時差異等の解消見込年度のスケジュールリングに基づいております。

これらの見積りは将来の不確実な経済条件の変動などにより影響を受け、現時点で策定されている翌連結会計年度の事業計画が達成されない場合や、スケジュール通りに将来減算一時差異等の解消が進まない場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 追加情報

(役員報酬BIP信託に係る取引について)

当社は、取締役等に対し、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的に業績連動型株式報酬制度として「役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託 (以下、「役員報酬BIP信託」) 」を導入しております。

(1) 取引の概要

役員報酬BIP信託は、5年毎に「役位」及び「各事業年度における業績目標の達成度」に応じて、役員報酬として当社株式等の交付等を行う制度です。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する自社の株式を、信託における帳簿価額により連結貸借対照表の純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度は313百万円及び141,575株であります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

資産に係る減価償却累計額

- | | |
|------------------------|-----------|
| ① 有形固定資産 | 40,629百万円 |
| ② 投資その他の資産「その他」(投資不動産) | 30百万円 |

7. 連結損益計算書に関する注記

(1) 投資有価証券売却益

当連結会計年度において、財務体質の強化を図り、将来の事業拡大に向けた投資に備えるため、当社の米国子会社であるSATO International America, Inc.は、保有する投資有価証券1銘柄を売却し、投資有価証券売却益1,189百万円を計上しました。

(2) 減損損失

当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

① 減損損失を計上した資産グループ

場所	用途	種類	金額 (百万円)
サトーホールディングス株式会社	事業用資産	建物 建物附属設備 工具器具及び備品 差入保証金	206
SATO AMERICA, LLC.	事業用資産	機械装置 工業所有権 のれん	425

② 減損損失の計上に至った経緯

サトーホールディングス株式会社の建物、建物附属設備、工具器具及び備品、及び差入保証金の一部について、賃貸面積の縮小により、本社事務所の執務機能として当初予定していた効果が見込めなくなったことから減損損失を計上しております。

SATO AMERICA, LLC.はStafford Press, Inc.を当連結会計年度の期首に吸収合併しましたが、同社より引き継いだ機械装置、工業所有権及びのれんについて、当初予定していた収益が見込めなくなったことから減損損失を計上しております。

③ 資産のグルーピングの方法

事業用資産については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っております。

④ 回収可能性の測定方法

建物、建物附属設備、工具器具及び備品、差入保証金、機械装置、工業所有権、及びのれんの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため、回収可能価額をゼロとして算定しております。

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普通株式	34,921,242株	一株	1,285,300株	33,635,942株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普通株式	2,513,996株	94,963株	1,436,336株	1,172,623株

1. 普通株式の自己株式の株式数の増加94,963株は、端株の買取請求権に基づく単元未満株式の購入による増加463株、役員報酬BIP信託口による当社株式の取得による増加94,500株であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少1,436,336株は、端株に関連する買増請求権に基づく単元未満株式の売却による減少79株、株式報酬型ストックオプションの権利行使時の充当による減少5,710株、自己株式の消却による減少1,285,300株、役員報酬BIP信託口への当社株式の拠出による減少94,500株、役員報酬BIP信託口の交付による減少50,747株であります。
3. 普通株式の自己株式には、役員報酬BIP信託口が所有する当社株式141,575株を含んでおります。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月21日 定時株主総会	普通株式	1,202	37	2024年 3月31日	2024年 6月24日
2024年11月13日 取締役会	普通株式	1,206	37	2024年 9月30日	2024年 12月9日
合 計		2,409			

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2025年6月25日開催の定時株主総会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議を予定
しております。

- | | |
|-------------|------------|
| a) 配当金の総額 | 1,238百万円 |
| b) 1株当たり配当額 | 38円 |
| c) 基準日 | 2025年3月31日 |
| d) 効力発生日 | 2025年6月26日 |
| e) 配当原資 | 利益剰余金 |

- (4) 当連結会計年度末における新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 5,370株

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、事業投資計画に照らして必要な資金は銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

営業債務である支払手形、買掛金及び電子記録債務は、一年以内の支払期日であります。

外貨建債権債務については、為替変動リスクに晒されておりますが、為替予約を利用してヘッジしております。また、当連結会計年度末において為替予約残高を有しております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額（＊１）	時 価（＊１）	差 額
① 長期借入金（＊２）	(11,576)	(11,407)	△169

現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものに関しては記載を省略しております。

（＊１）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（＊２）１年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

10. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、奈良県において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む）等を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
111	100

(注１) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注２) 当連結会計年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書等に基づく金額によっております。なお、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合については、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

11. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額 2,357円76銭

(注) 役員報酬BIP信託口が保有する当社株式を、「１株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

１株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数

141,575株

(2) １株当たり当期純利益金額 220円39銭

(注) 役員報酬BIP信託口が保有する当社株式を、「１株当たり当期純利益金額」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

１株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数

135,315株

12. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

当社のセグメント別売上高を、製品種類別及び収益認識の時期ごとに分解しております。なお、売上高には顧客との契約から生じた収益のみが含まれております。

(単位：百万円)

セグメント	自動認識ソリューション事業 (日本)	自動認識ソリューション事業 (海外)	合 計
主要な財又はサービスのライン			
メカトロ製品	31,626	27,879	59,505
サブライ製品	47,593	47,708	95,302
計	79,220	75,587	154,807
収益認識の時期			
一時点で移転される財 又はサービス	71,264	73,458	144,723
一定の期間にわたり 移転される財又はサービス	7,955	2,129	10,084
計	79,220	75,587	154,807
外部顧客への売上高	79,220	75,587	154,807

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表の「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 (収益及び費用の計上基準)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高は、次のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	
受取手形、売掛金及び契約資産	28,617
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	
受取手形、売掛金及び契約資産	29,697
契約負債 (期首残高)	7,518
契約負債 (期末残高)	7,761

契約負債は、主として保守サービス契約における顧客からの前受額の残高であり、1年以内又は1年間から7年間までの契約期間にわたり、時の経過につれて履行義務は充足され、収益へと振替えられます。なお、契約負債の増加は主として長期保守契約の新規獲得による影響であります。

残存履行義務に配分した取引価格

2025年3月31日現在、弊社グループが受注済みの製品又はサービスの取引価格のうち、同日現在において顧客に製品の引渡し又はサービスの提供ができていないため収益を認識していない取引価格の総額は7,761百万円です。当社は、当該残存履行義務について、納品又はサービスの提供が行われるにつれて、翌連結会計年度から概ね5年以内に収益を認識することを見込んでおります。なお、当初に予想される契約期間が1年以内の契約に係る取引価格は、実務上の便法を適用し上記金額には含めておりません。

13. 重要な後発事象に関する注記

(完全子会社の吸収合併)

当社は、2024年4月9日の取締役会において、当社を吸収合併存続会社、当社の完全子会社である株式会社サトーを吸収合併消滅会社とする吸収合併をすることを決議し、同日付で合併契約を締結しました。なお、2025年4月1日付で本合併を実施しております。

(1) 企業結合の概要

① 吸収合併消滅会社の名称及びその事業の内容

吸収合併消滅会社の名称 株式会社サトー

事業の内容 自動認識ソリューション事業

② 企業結合日

2025年4月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を存続会社、株式会社サトーを消滅会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称

当社は商号を変更し、株式会社サトーとしました。

⑤ その他取引の概要に関する事項

当社グループは2011年10月に、グループ全体の収益力・成長力の強化、イノベーションの促進と次世代経営人財の育成、成長事業・新規事業への積極投資を目的として持株会社制に移行し、その体制のもと一定の成果が得られました。また、2024年3月に発表した2024年度から2028年度までの5ヵ年を期間とする中期経営計画において、安定的な利益成長を実現する収益基盤を確立するとともに、経営基盤の強化を掲げております。

この度、グループ事業の主要機能を有する株式会社サトーと本社機能の統合により、細分化された組織をシンプルな体制に変更し、責任・権限をより明確にすることで、組織完結の迅速な意思決定や経営資源の選択と集中が可能な体制を構築します。更には人的資本の有効活用、ガバナンスの強化を実現し、中期経営計画の達成をより確実なものとすることで、持続的な成長、そして変わりゆく社会から必要とされ続ける会社を目指してまいります。

(2) 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理をいたします。なお、これによる連結財務諸表に与える影響はありません。

※表紙における商号及び重要な後発事象に関する注記における結合後企業の名称を除き、連結計算書類に記載の株式会社サトーは2025年4月1日付で当社と合併した旧株式会社サトーを指します。

貸借対照表 (第75期 2025年3月31日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	23,820
現金及び預金	8,062
前払費用	295
預け金	2,975
未収入金	10,168
その他	2,319
固定資産	49,342
有形固定資産	9,509
建物	7,072
構築物	135
車両運搬具	0
工具器具及び備品	843
土地	1,423
その他	35
無形固定資産	3,179
ソフトウェア	630
ソフトウェア仮勘定	2,508
その他	40
投資その他の資産	36,653
投資有価証券	136
関係会社株式	32,579
関係会社出資金	1,809
長期貸付金	50
差入保証金	1,261
繰延税金資産	774
その他	42
貸倒引当金	△0
資産合計	73,163

(単位：百万円)

科目	金額
負債の部	
流動負債	20,449
電子記録債務	9,645
短期借入金	2,751
リース債務	64
未払金	1,997
未払消費税等	332
預り金	5,462
契約損失引当金	42
事業再編損失引当金	21
その他	132
固定負債	11,787
長期借入金	10,930
リース債務	90
退職給付引当金	385
役員株式給付引当金	76
契約損失引当金	38
関係会社事業損失引当金	266
負債合計	32,237
純資産の部	
株主資本	40,904
資本金	8,468
資本剰余金	5,672
その他資本剰余金	5,672
利益剰余金	29,029
利益準備金	2,117
その他利益剰余金	26,911
任意積立金	27,325
圧縮積立金	480
繰越利益剰余金	△893
自己株式	△2,265
その他有価証券評価差額金	8
新株予約権	12
純資産合計	40,925
負債及び純資産合計	73,163

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書 (第75期 2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		
グループ運営収入	8,649	
受取賃貸料	2,231	
関係会社受取配当金	2,007	12,888
営業原価		2,122
営業総利益		10,766
販売費及び一般管理費		6,057
営業利益		4,708
営業外収益		
受取利息及び配当金	39	
受取保証料	1	
受取手数料	2	
その他	54	97
営業外費用		
支払利息	124	
投資有価証券評価損	3	
為替差損	104	
その他	0	231
経常利益		4,573
特別利益		
関係会社事業損失引当金戻入額	22	22
特別損失		
固定資産除却損	8	
減損損失	206	
関係会社事業再編損	40	
関係会社事業損失引当金繰入額	62	317
税引前当期純利益		4,277
法人税、住民税及び事業税	△404	
法人税等調整額	1,098	694
当期純利益		3,582

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書 (第75期 2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
					任意 積立金	圧縮 積立金	繰越利益 剰余金	
2024年4月1日 残高	8,468	8,088	8,088	1,993	27,325	495	△1,958	27,855
事業年度中の変動額								
圧縮積立金の取崩						△14	14	－
剰余金の配当				123			△2,532	△2,409
当期純利益							3,582	3,582
自己株式の取得								－
自己株式の処分		17	17					－
自己株式の消却		△2,433	△2,433					－
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）								－
事業年度中の変動額合計	－	△2,415	△2,415	123	－	△14	1,064	1,173
2025年3月31日 残高	8,468	5,672	5,672	2,117	27,325	480	△893	29,029

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2024年4月1日 残高	△4,801	39,610	15	15	19	39,645
事業年度中の変動額						
圧縮積立金の取崩		－				－
剰余金の配当		△2,409				△2,409
当期純利益		3,582				3,582
自己株式の取得	△199	△199				△199
自己株式の処分	302	319				319
自己株式の消却	2,433	－				－
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			△7	△7	△7	△14
事業年度中の変動額合計	2,535	1,294	△7	△7	△7	1,279
2025年3月31日 残高	△2,265	40,904	8	8	12	40,925

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

個別注記表

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式については、移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券のうち市場価格のない株式等以外のものについては、期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっており、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～50年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額に基づき計上しております。

なお、数理計算上の差異については、発生年度の翌事業年度より平均残存勤務期間以内の一定年数（6年）による定額法により処理しております。

③ 役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく当社の取締役等への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④ 契約損失引当金

採算性の悪化した新基幹システム開発の契約に係る将来の損失に備えるため、翌事業年度以降に発生することとなる損失見込額を計上しております。

⑤ 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に伴う損失に備えるため、関係会社の財政状態を勘案し、当事業年度末における損失負担見込額を計上しております。

⑥ 事業再編損失引当金

事業再編に伴う損失に備えるため、当事業年度末における損失負担見込額を計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主として子会社からのグループ運営収入、受取賃貸料及び受取配当金であります。グループ運営収入は、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。受取配当金は、受領時に認識しております。

(7) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

また、一体処理(特例処理、振当処理)の要件を満たしている金利通貨スワップ取引については一

体処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利通貨スワップ

ヘッジ対象 外貨建借入金及び支払利息

③ ヘッジ方針

金利変動リスクを回避する目的で行われる金利通貨スワップについては、キャッシュ・フローを固定化するために、実需に伴う取引に限定して実施し、取引の残高状況を把握し管理しております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

一体処理によっている金利通貨スワップについては有効性の評価を省略しております。

(8) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

② グループ通算制度の適用

当社はグループ通算制度を適用しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 774百万円

(2) その他の情報

繰延税金資産は、当事業年度末における将来減算一時差異に対して、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で計上しております。計上にあたっては、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日）で示されている会社分類及び期末における将来減算一時差異等の解消見込年度のスケジューリングに基づいております。

これらの見積りは将来の不確実な経済条件の変動などにより影響を受け、現時点で策定されている翌事業年度の事業計画が達成されない場合や、スケジューリング通りに将来減算一時差異等の解消が進まない場合には、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 追加情報

(役員報酬BIP信託に係る取引について)

当社は、取締役等に対し、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的に業績連動型株式報酬制度として「役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託」（以下、「役員報酬BIP信託」）を導入しております。

なお、取引の概要等につきましては、「連結注記表5. 追加情報」をご参照ください。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産 5,218百万円

(2) 保証債務

① 関係会社の銀行借入金に対する保証

SATO UK LTD. 528百万円

その他 55百万円

計 583百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 15,351百万円

短期金銭債務 5,757百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引による取引高

営業収益 10,870百万円

業務委託費 281百万円

その他の営業取引高 2百万円

② 営業取引以外の取引による取引高	
受取利息	28百万円
その他の営業取引以外の取引高	32百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 普通株式 1,172,623株
自己株式には、役員報酬BIP信託口が所有する当社株式（141,575株）を含んでおります。

7. 税効果会計に関する注記

（1）繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式評価損	3,932百万円
減価償却超過額	300百万円
会社分割による子会社株式	247百万円
繰越欠損金	206百万円
退職給付引当金	123百万円
資産除去債務	82百万円
減損損失	63百万円
契約損失引当金	32百万円
前払費用	27百万円
有価証券評価損	26百万円
賞与引当金	23百万円
自己株式交付引当金	17百万円
その他	136百万円
繰延税金資産小計	5,220百万円
評価性引当額	△4,198百万円
繰延税金資産合計	1,021百万円
繰延税金負債	
圧縮積立金	△218百万円
子会社株式為替差益	△14百万円
その他	△14百万円
繰延税金負債合計	△246百万円
繰延税金資産純額	774百万円

（2）法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.0%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.6%
外国子会社からの受取配当等の益金不算入額	△13.7%
評価性引当額の増減	△1.9%
その他	0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.2%

（3）法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の内容	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
子会社	株式会社 サトー	東京都 港区	4,000	サプライ製品製造販売 メカトロ製品製造販売	所有 直接 100%	経営指導の受託 不動産及びソフトウェアの 使用権貸与 資金の受け入れ 従業員の出向 役員の兼任2名	資金の預り (注1) 資金の預け (注1) グループ 運営収入 (注2) 受取賃貸料 (注3) 受取利息 (注4) 支払利息 (注4) 子会社債務の 支払代行 (注5) 子会社債権の 回収代行 (注6) 従業員給与の 支給代行 (注7)	－ － 7,045 2,085 27 26 50,739 11,125 12,969	預り金 預け金 未払金 未収入金 預り金 預け金 未収入金 預り金 立替金	－ 2,975 484 191 － － 9,452 － 1,553
子会社	サトーヘルスケア 株式会社	東京都 港区	50	医療分野におけるソリ ューションの企画・提案 ならびにメカトロ製品 販売、サプライ製品販 売	所有 直接 100%	経営指導の受託 不動産及びソフトウェアの 使用権貸与 資金の受け入れ 従業員の出向 役員の兼任1名	資金の預り (注1) グループ 運営収入 (注2) 受取賃貸料 (注3)	－ 1,580 82	預り金 未収入金 未収入金	5,082 183 7

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 資金の預りについては、CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）に係るものであり、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- なお、取引が反復的に行われているため、取引金額の記載は省略しております。
- (注2) グループ運営収入については、子会社に対する経営に関する助言・ブランドロイヤリティに対する対価であり、毎期交渉の上、決定しております。
- (注3) 受取賃貸料については、子会社に対する不動産・ソフトウェアの使用権貸与に対する対価であり、毎期交渉の上、決定しております。
- (注4) 受取利息及び支払利息については、CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）に係るものであり、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- (注5) 子会社債務の支払代行については、仕入・経費等の支払代行を行ったものです。
- (注6) 子会社債権の回収代行については、売上債権の回収代行を行ったものです。
- (注7) 従業員給与について支払代行を行ったものです。

9. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

個別注記表の「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (6) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,260円03銭

(注) 役員報酬BIP信託口が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数 141,575株

(2) 1株当たり当期純利益金額 110円42銭

(注) 役員報酬BIP信託口が保有する当社株式を、「1株当たり当期純利益金額」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数 135,315株

11. 重要な後発事象に関する注記

(完全子会社の吸収合併)

当社は、2024年4月9日の取締役会において、当社を吸収合併存続会社、当社の完全子会社である株式会社サトーを吸収合併消滅会社とする吸収合併をすることを決議し、同日付で合併契約を締結しました。なお、2025年4月1日付で本合併を実施しております。

(1) 企業結合の概要

① 吸収合併消滅会社の名称及びその事業の内容

吸収合併消滅会社の名称 株式会社サトー

事業の内容 自動認識ソリューション事業

② 企業結合日

2025年4月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を存続会社、株式会社サトーを消滅会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称

当社は商号を変更し、株式会社サトーとしました。

⑤ その他取引の概要に関する事項

当社グループは2011年10月に、グループ全体の収益力・成長力の強化、イノベーションの促進と次世代経営人財の育成、成長事業・新規事業への積極投資を目的として持株会社制に移行し、その体制のもと一定の成果が得られました。また、2024年3月に発表した2024年度から2028年度までの5ヵ年を期間とする中期経営計画において、安定的な利益成長を実現する収益基盤を確立するとともに、経営基盤の強化を掲げております。

この度、グループ事業の主要機能を有する株式会社サトーと本社機能の統合により、細分化された組織をシンプルな体制に変更し、責任・権限をより明確にすることで、組織完結の迅速な意思決定や経営資源の選択と集中が可能な体制を構築します。更には人的資本の有効活用、ガバナンスの強化を実現し、中期経営計画の達成をより確実なものとすることで、持続的な成長、そして変わりゆく社会から必要とされ続ける会社を目指してまいります。

(2) 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理をいたします。なお、これにより翌事業年度において、抱合せ株式消滅差益として3,849百万円を特別利益に計上する予定であります。

※表紙における商号及び重要な後発事象に関する注記における結合後企業の名称を除き、計算書類に記載の株式会社サトーは2025年4月1日付で当社と合併した旧株式会社サトーを指します。

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

株式会社サトー
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 中田 宏高
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 清水 俊直
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サトー（旧社名 サトーホールディングス株式会社）の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サトー（旧社名 サトーホールディングス株式会社）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査問に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

株式会社サトー
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士	中田	宏高
業務執行社員			
指定有限責任社員	公認会計士	清水	俊直
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サトー（旧社名 サトーホールディングス株式会社）の2024年4月1日から2025年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事実又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事実や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第75期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、その構築及び運用の状況を監視、検証いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視、検証するとともに、会計監査人からその業務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月27日

株式会社サトー 監査役会
常勤監査役 吉 井 清 彦 ㊞
社外監査役 八 尾 紀 子 ㊞
社外監査役 久 保 直 生 ㊞